

(目的)

第1条 勝浦町産品(以下「町産品」という。)の中から、独自の魅力を持った優れた産品を、阿波かつうらブランドとして認証し、ブランドを活用した町の魅力発信と町内産業の振興を図り、地域活性化につなげることを目的とする。

(認証)

第2条 勝浦町長(以下「町長」という。)は、町産品のうち、町内外に誇れる品質、商品ストーリー、独自のこだわりを持つ産品を、阿波かつうらブランドとして認証するものとする。

(認証対象)

第3条 阿波かつうらブランドは、原則として次の要件のいずれかに適合しすぐれていると判断できる産品を対象とする。

- (1) 勝浦町内で収穫される産品を主な原材料に使用又は加工したもの
- (2) 勝浦町内の事業所で製造されるもので地域に根付いたもの
- (3) 産品・商品の特徴づけるものが独自のものであることが明白なもの
- (4) 勝浦町をPRすることに適したストーリー性を持っていると認められるもの

2 食品については前項の他、日本農林規格に規定される製品については当該規格に沿った製造・生産及び食品表示法に規定される表示基準が満たされていること。

(申請対象者)

第4条 申請対象者は町内に在住又は町内に主たる事業所を置く事業者とする。

(認証申請)

第5条 認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、阿波かつうらブランド認証申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)により商品毎に申請するものとする。

2 前項の申請は、認証を受けようとする産品を添付して行うものとする。ただし、申請時の添付が困難と認められるものについては、この限りでない。

(審査・決定)

第6条 町長は前条の申請があったときは、審査会で認証基準細目と照合、審査し、認証を決定するものとする。

2 前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して書面にて通知する。なお認められない場合はその理由を付する。

(審査会の設置)

第7条 町長は前条第1項の審査を行うため、阿波かつうらブランド認証審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会設置要領は、別に定める。

(認証の表示)

第8条 認証産品には、阿波かつうらロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を表示できるものとする。

2 ロゴマークの管理要領は、別に定める。

(認証の有効期間及び更新)

第9条 認証の有効期間は、認証の日から2年間とする。

2 認証の更新を受けようとする者は、当該認証の有効期間の満了する日の3か月前までに阿波かつうらブランド認証更新申請書(様式第2号)により申請し審査会の再審査を受けるものとする。ただし、商品の内容等に変更がないと確認できた場合、当該申請を省略して更新することができる。

(認証内容の変更)

第10条 認証を受けた者は、認証内容に変更があった場合は、速やかに、阿波かつうらブランド認証変更届出書により届け出るものとする。

(責任の所在・事故等への対応)

第11条 本制度は、申請者の意志による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とするところから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、申請者自身に帰属するものであり、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは、申請者が一切の責任を負うものとする。

2 前項に定める事故等の内容が確認できた時には町に速やかに連絡するものとする。

3 苦情等を受け付けたときは、申請者はこれに誠意をもって対応するものとする。

(認証の取消)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認証を受けたとき

(2) 認証マークを不適正に使用したとき

(3) 認証の取り消しの申し出があったとき

(4) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 町長は、前項により認証を取り消したときは、当該事業者にその旨通知するものとする。

(事務処理)

第13条 この認証に関する事務は、勝浦町企画交流課が行う。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。